

平成二十年二月八日受領
答弁第三六号

内閣衆質一六九第三六号

平成二十年二月八日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と
国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「潮の舞」については、在ウズベキスタン日本国大使館（以下「大使館」という。）においてその所在が確認できなくなったため、外務省大臣官房及び大使館が、大使館の歴代公館長、会計担当者、現地職員等から聞き取り調査を行った。お尋ねについては、大使館の歴代公館長の氏名は、外務省幹部名簿等で入手可能であり、また、会計担当者及び現地職員の氏名は、一般に、個人情報保護の観点から公表していないこともあり、お答えを差し控えたことが理由である。

三及び四について

お尋ねについては、聞き取り調査の結果、「潮の舞」の所在に関する有力な情報が得られていないためお尋ねについてお答えすることで無用な誤解を与えるおそれがあることからお答えを差し控えたことが理由である。衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する質問に対する答弁書（平成二十年一月

二十九日内閣衆質一六九第八号) 一及び二について等でその旨お答えしたものである。

五及び六について

御指摘の外務省ホームページの見解については、御指摘の記事に事実と反する記述が含まれており、報道機関から御指摘の四点の美術品を中心に事実関係に関する照会が多くなされたことから、大臣官房において、事実と反する記述の例示として掲載することを決定したものであることは、衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する質問に対する答弁書(平成二十年一月二十九日内閣衆質一六九第八号)三から八までについて等で繰り返し述べたとおりである。

七及び八について

「潮の舞」の所在が確認できなくなったことを明らかにしたのは、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画「潮の舞」の消失に関する質問に対する答弁書(平成十九年六月五日内閣衆質一六六第二五〇号)、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画「潮の舞」の消失に関する再質問に対する答弁書(平成十九年六月二十九日内閣衆質一六六第四

○五号)、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画「潮の舞」の消失に関する第三回質問に対する答弁書(平成十九年七月十日内閣衆質一六六第四四〇号)、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する質問に対する答弁書(平成十九年十一月三十日内閣衆質一六八第二六六号)、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する再質問に対する答弁書(平成十九年十二月十四日内閣衆質一六八第二九九号)、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する第三回質問に対する答弁書(平成十九年十二月二十八日内閣衆質一六八第三四七号)、衆議院議員鈴木宗男君提出消失した件に関するウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応に関する質問に対する答弁書(平成二十年一月十五日内閣衆質一六八第三七八号)及び衆議院議員鈴木宗男君提出消失した件に関するウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する質問に対する答弁書(平成二十年一月二十九日内閣衆質一六九第八号)がすべてであり、外務省としては、いまだ事実関係の調査を行っていた段階であったことから、平成十九年六月五日より以前に對外的に説明をしなかったものである。

九について

外務省において「潮の舞」の所在が確認できなくなったことを隠そうとした意図はなく、在外公館における美術品管理に責任を有する外務省において、引き続き調査が行われていると承知している。